

海外ソーシャルワーカー交流費等助成事業 実施要項

1. 目的

会員が諸外国のソーシャルワークを学ぶ、もしくは交流する機会を支援し、グローバルな視点を有するソーシャルワーカーの養成、並びに実践能力の向上を支援し、医療ソーシャルワークの発展に資することを目的とする。

2. 内容

会員が諸外国で開催される学会（大会）、研修、会議もしくは交流会等に参加するにあたり、必要な経費の一部を補助する。

<補助対象となる経費について>

- ① 個人の資産となる備品等購入に対しての補助は認めない（参考別表1）。
- ② 経費の補助は最大10万円を上限とする。

3. 申請資格

- ① 一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会・正会員であること。
- ② 上記①の正会員の期間が5年以上あること
- ③ 北海道の医療ソーシャルワークの発展に貢献する意欲のある者

4. 募集人数

1名

5. 募集期間及び申請

以下の定められた期間において、応募申請書（様式1）に必要事項を記載の上、協会事務所（もしくは指定の担当者）へメールで申請をする。

第一期 4月1日から4月31日

第二期 10月1日から10月31日（一期で採用決定した場合は募集せず）

6. 対象期間

2024年6月1日～2月中旬

7. 採否検討及び決定

- ① 応募書類に基づき会長、副会長、事務局長、教育部部長にて選考後、理事会で承認する。
- ② 各期募集終了日から1カ月以内に申請者に結果をメールで通知する。
- ③ 第一期で申請及び採用が決定した場合、第二期の募集は行わない。医療ソーシャル

ワークの発展に資すると理事会で判断された場合はその限りではない。

8. 応募要件・成果報告

下記全て実施することを応募の条件とする。

- ① 帰国後すみやかに報告書（様式2）を提出すること。
- ② 上記の報告書が提出された年度、もしくは次年度が終了するまでに以下の1つ以上を実施する。
 - 1) 研究誌「スタディーズ」に参加で得た知見もしくは学術的成果を投稿する
 - 2) 北海道医療ソーシャルワーク学会等で学び得た知見、並びに学術的成果等を報告する。
- ③ 当事業への応募について所属機関又は所属長の了解を得ていること。

【別表1】

項目	内容
旅費	渡航・滞在に必要な費用（ツアー参加費一部補助含む）
施設見学・参加費等	施設見学・学会・会議・研修等の参加に要する費用
他	申し込み時もしくは事後で承認された内容

注1) 費用に関わる証憑類は報告書と共に、原則写しを添付。

注2) 領収書原本は7年間保管。

注3) 個人の資産となる備品等購入に対しては補助しない